

議案第 146 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(13) 伊賀市民体育館 伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地

第 2 条中第 34 号を第 37 号とし、第 14 号から第 33 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 3 号を加える。

(14) 伊賀市民弓道場 伊賀市緑ヶ丘東町 1377 番地 1

(15) 伊賀市民多目的広場 伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地

(16) 伊賀市民体育館管理棟 伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地

第 3 条中「第 20 号及び第 22 号から第 28 号」を「第 23 号及び第 25 号から第 31 号」に、「第 19 号まで、第 21 号及び第 29 号から第 34 号」を「第 22 号まで、第 24 号及び第 32 号から第 37 号」に改める。

別表第 1 上野運動公園体育館の項を削り、同表しらさぎ運動公園管理棟の項の次に次のように加える。

伊賀市民体育館	午前 9 時から午後 10 時まで	
伊賀市民弓道場	午前 9 時から午後 10 時まで	
伊賀市民多目的広場	午前 9 時から午後 5 時まで	夏季期間は、午後 7 時まで

伊賀市民体育館管理棟	午前9時から午後10時まで	
------------	---------------	--

別表第3伊賀上野武道館の部弓道場の項及び上野運動公園体育館の項を削り、同表しら  
さぎ運動公園管理棟の項の次に次のように加える。

伊賀市民体育館	競技場	入場料金を徴収しない場合	全面1時間	中学生以下 500	
				一般 1,000	
		半面1時間	中学生以下 250		
			一般 500		
	入場料金を徴収する場合	1時間	20,000		
	照明設備	1時間	全面 1,500		
		半面 750			
伊賀市民弓道場	団体	1時間	中学生以下 500	団体は10人以上とする。	
			一般 1,500		
	個人	1時間	150		
照明設備	1時間	300			
伊賀市民多目的広場	多目的広場	1時間	中学生以下 200		
		1時間	一般 400		
伊賀市民体育館管理棟	更衣室	1室1時間	300		
		冷暖房	1時間		400
		シャワー	1人1回		100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(指定管理者の指定の期間の特例)

3 第2条第13号から第16号までに規定する体育施設の指定管理者を初めて指定する場合の指定の期間は、第5条の規定にかかわらず、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。